

平成30年度 長崎県相談支援従事者現任研修 実施案内

1. 目的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために、必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び県下の障がい福祉の動向及び各種制度等の理解とともに、困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的としております。

2. 実施主体 一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会

3. 研修日程及び会場

形式	日 時	会 場
3日間	平成30年12月18日(火)～20日(金) 時間はカリキュラムによる	諫早市社会福祉協議会 長崎県諫早市新道町948

4. 研修内容 別紙研修カリキュラムのとおり（今後変更の可能性あり）

5. 受講対象者

相談支援従事者初任者研修を終了し、相談支援専門員として現在従事している者及び従事しようとしている者。

【平成30年度 現任研修の対象者】

初任者研修 修了年度	現任研修1回目	現任研修2回目	現任研修3回目・備考
平成18年度	平成19年度～23年度	平成24年度～28年度	平成29年度～33年度
平成19年度	平成20年度～24年度	平成25年度～29年度	平成30年度～34年度
平成20年度	平成21年度～25年度	平成26年度～30年度	今年度、2回目の受講が 必須です。
平成21年度	平成22年度～26年度	平成27年度～31年度	現任研修を1回修了済みの方が 対象。 修了していない方は、初任者研修 を再受講する必要があります。
平成22年度	平成23年度～27年度	平成28年度～32年度	
平成23年度	平成24年度～28年度	平成29年度～33年度	
平成24年度	平成25年度～29年度	平成30年度～34年度	
平成25年度	平成26年度～30年度	平成31年度～35年度	今年度、1回目の受講が 必須です。
平成26年度	平成27年度～31年度	平成32年度～36年度	
平成27年度	平成28年度～32年度	平成33年度～37年度	
平成28年度	平成29年度～33年度	平成34年度～38年度	
平成29年度	平成30年度～34年度	平成35年度～39年度	

【注意事項】

相談支援専門員の資格は、更新制になっています。 資格を継続するためには、初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年の間に現任研修を修了する必要があります。

5年ごとに現任研修を修了していしないと、初任者研修の修了資格は失効となります。

資格を失効した方は、再度初任者研修（5日間）を受講しなければなりません。

相談支援専門員の資格は更新が必要ですが、サービス管理責任者になるために2日間の受講をした方（初任者研修で「受講証明書」を交付された方）は資格更新のための研修は現制度上ございませんので、本研修の対象ではありません。

6. 募集定員

定員：50名程度

7. 受講お申込み方法

長崎県知的障がい者福祉協会ホームページ掲載の研修受講申込書に、必要事項を記入・押印のうえ、下記申込先あて郵送してください。申込期日を過ぎたもの、FAXによる申込みについては受付いたしません。

また、必要な提出書類をお取り揃えの上、下記の福祉協会研修事業部宛にご郵送をお願いいたします。

【ご提出書類（郵送）】

- ① **受講申込書**
- ② 相談支援従事者 **初任者研修修了証書の写し**（今回の現任研修が初めての方）
- ③ 相談支援従事者 **現任研修修了証書の写し**（今回の現任研修が2回目の方）

【お申込み・ご郵送期限】

平成30年11月2日（金） 17:00 必着

【提出書類郵送先】

〒852-8555 長崎県長崎市茂里町3番24号

（長崎県総合福祉センター社協棟2F）

一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会 宛

8. 受講者の決定・通知

募集定員を超えた場合は、長崎県と協議のうえ受講者の選定を行います。
11月上旬に各法人の代表者若しくは各所属長あてに受講決定通知書を送付いたします。

9. 事前課題

受講決定者には事前課題を提出していただきます。
内容、提出様式等の詳細は受講決定通知にてお知らせしますが、おおむね次の内容を予定しています。

- ① 実際に自分が支援している事例から1つを選び、事例の概要、計画書の作成。
- ② 自分の圏域で、豊富な社会資源、不足している社会資源を調査。

10. 受講料

・受講料 15,000円

支払い方法は銀行振込となります。振込先など詳細は受講決定通知書送付の際にお知らせいたしますので記載されております指定の期日までに、指定の口座へ受講料をお振り込みください。

なお、研修会場までの受講者の旅費及び滞在費については、受講者各自にてご負担いただきますようお願いいたします。

11. 修了証書の交付

定められた全科目（3日間「講義+演習」）を受講することを修了の条件とします。
また、遅刻又は早退等により、講義および演習の内容が十分に習得されていないと認められる者、もしくは、私語・居眠りなど受講態度が著しく不良の者は欠席とみなし、修了証書等は交付しません。また、虚偽の内容により申込みをしたと判断された場合は、修了証書の発行後であっても、修了の取消等の措置をとることといたします。

12. 個人情報の取扱いについて

受講申込書により知り得た受講者個人の情報は厳重に管理したうえで、受講管理、修了証書（受講証明書）の発行、討議用小グループ編成にのみ使用することとします。
ただし、受講者間の連携と交流を図るとともに、受講者に対し、討議用に編成した小グループを周知するため、受講者氏名及び所属事業所等を掲載した名簿を作成のうえ掲示または配布すること、及び、研修終了後、各市町村に修了者氏名及び所属事業所等について情報提供することとしておりますので、その旨ご了承ください。

13. その他 申込みに関するお問い合わせは下記までお願い致します。

一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会 事務局
〒852-8555 長崎県長崎市茂里町3番24号
（長崎県総合福祉センター社協棟2F）
TEL：095-842-7007 FAX：095-842-7008
E-mail：na-fukushi@vivid.ocn.ne.jp